

化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会報告書について

(1) 背景

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）は、施行7年後（平成19年3月）に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

このため、平成18年5月「化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会」（座長：大塚直早稲田大学法学部教授）を設置。5回の会合を経て、同年9月に報告書が取りまとめられた。

(2) 報告書の概要

〔実施状況〕

- ・事業者による自主的な排出抑制の取組等を通じ、PRTR対象物質の届出排出総量は過去4年間で14%減少。
- ・環境政策における基礎データとしての活用、事業者による自主的な化学物質管理の促進、国民の理解の増進等、PRTRデータの多面的な利用が進展。

〔今後の課題及び対応の方向〕

PRTR制度に関する課題

PRTR制度の実効性を確保し、データを活用した自主的な化学物質管理を促進していく観点から、以下の課題が指摘されている。

- ・有害性データと組み合わせた解析、排出量増減要因の把握及び環境モニタリングデータとの比較等、PRTRデータの一層の活用。
- ・個別事業者の届出データについて、国による公表を含め、開示請求によらず国民が容易に入手可能とする手法について検討。
- ・廃棄物の処理方法等の届出事項の拡充。なお、化学物質の製造・使用量及び貯蔵量等については、届出事項とすべきとの意見と、届出事項とする目的と効果等についてさらに議論する必要があるとの意見があった。
- ・従業員数は少ないが排出量の多い事業者からの排出把握等のための対象事業者の要件の見直し。
- ・「化学物質の分類・表示に関する世界調和システム」（GHS）等を踏まえた

対象物質の見直し。

- ・ 排出・移動量把握手法の改善等によるデータ精度の向上。
- ・ 未届出事業者への指導強化、地域における化学物質管理等との連携の観点からの地方公共団体における役割。

MSDS制度に関する課題

- ・ MSDSのGHSへの適合の更なる推進、制度の運用状況の適確なフォロー及びMSDS情報の国民への伝達
- ・ MSDS制度やその他の有害性情報の伝達に関する制度については、有害性データの提出や製造量の届出、製品の表示等の措置を定めている化学物質審査規制法（化審法）との一体的な検討

自主的な化学物質管理

- ・ 事業者の自主的な化学物質管理計画等の国、自治体、地域住民等の支援の下での実施。これら方針・計画については、国や自治体への提出を義務づけるべきとの意見、提出義務づけは自主性を損なうとの意見等があった。
- ・ より安全な物質への代替、地域におけるリスク評価、事故・災害に伴う排出への対策も含めた自主的な化学物質管理に関する指針の作成

参考1 懇談会委員	参考2 開催経緯
大塚 直 早稲田大学法学部教授（座長）	第1回平成18年5月10日（水）
有田 芳子 主婦連合会	第2回平成18年6月13日（火）
安藤 健吾 日本自動車工業会工場環境部会委員	第3回平成18年7月27日（木）
池田 茂 東京都環境局有害化学物質対策課長	有識者ヒアリング
岸川 敏朗 神奈川県環境農政部化学物質対策担当課長	第4回平成18年8月 3日（木）
小出 重幸 読売新聞社 編集委員	有識者ヒアリング
白石 寛明 国立環境研究所環境リスク研究センター長	第5回平成18年8月29日（火）
瀬田 重敏 東京農工大学客員教授	
豊田 耕二 日本化学工業協会常務理事（第2～5回）	
中杉 修身 上智大学教授	
中田 三郎 日本化学工業協会常務理事（第1回）	
中地 重晴 有害化学物質削減ネットワーク	
新美 育文 明治大学法科大学院教授	
藤江 幸一 豊橋技術科学大学教授	
安井 至 国連大学副学長（敬称略）	

